

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める書面)

2020年2月4日

サイバネットシステム株式会社
サイバネット MBSE 株式会社

2020 年 2 月 4 日

新設分割に係る事後開示事項

東京都千代田区神田練堀町 3 番地
サイバネットシステム株式会社
代表取締役 安江 令子



東京都千代田区神田練堀町 3 番地
サイバネット MBSE 株式会社
代表取締役 荒木 克文



サイバネットシステム株式会社（以下「分割会社」という。）は、2019 年 11 月 28 日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020 年 1 月 6 日を効力発生日として、サイバネット MBSE 株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社が MBSE 事業に関して有する権利義務の一部を承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行いました。

本新設分割において会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の規定に基づき事後開示すべき事項は下記の通りです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2020 年 1 月 6 日

2. 分割会社における会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割は、会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、分割会社の株主は、会社法第 805 条の 2 の規定による請求を行う権利を有していません。

3. 分割会社における会社法第 806 条、第 808 条並びに第 810 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 806 条の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当するため、分割会社は、会社法第 806 条の規定による手続を行っていません。

(2) 会社法第 808 条の規定による請求に係る手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 808 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 810 条の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割においては、新設分割計画書の定めにより分割会社が新設会社に承継させる債務はなく、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に規定される債権者は存在しないため、同条の規定による手続を行っておりません。

3. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2020 年 1 月 6 日をもって、分割会社から新設分割計画書に記載された MBSE 事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の額は 455 百万円であり、負債の承継はありません。

以 上